

佐賀県告示第9号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、平成29年1月17日から平成29年2月16日まで佐賀県県土整備部道路課及び東部土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成29年1月17日

佐賀県知事 山口 祥 義

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道 江口東尾線	三養基郡みやき町大字江口字杉土居外一ノ角5084番地先から 三養基郡みやき町大字東尾字西尾6534番地先まで	平成29.1.17